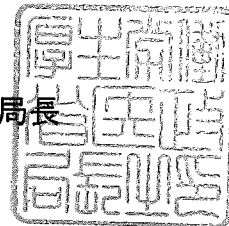


医政発第 0330003 号

平成 19 年 3 月 30 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生局長に対して通知を  
発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることにつ  
いて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

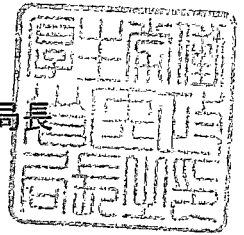


医政発第 0330002 号

平成 19 年 3 月 30 日

各都道府県知事 } 殿  
各地方厚生局長 }

厚生労働省医政局長



## 医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）において医師法（昭和 23 年法律第 201 号）及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）の一部改正が行われ、平成 19 年 4 月 1 日より、行政処分を受けた医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

### 記

#### 1. 再教育の対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業停止又は歯科医業停止（以下「医業停止等」という。）処分を受けたすべての医師等並びに再免許を受けようとするすべての者であること。

#### 2. 再教育の内容等

(1) 再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた医師等 団体研修
- ② 医業停止等 1 年未満の処分を受けた医師等 団体研修及び課題学習
- ③ 医業停止等 1 年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 団体研修及び個別研修

(2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。

- ① 戒告処分を受けた医師等 3,800円
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等 7,600円
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 72,000円

### 3. 団体研修

#### (1) 研修期間

団体研修に係る再教育の対象者が受けるべき団体研修の期間は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた医師等 1日以上
- ② 医業停止等の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 2日以上

#### (2) 研修内容

団体研修の内容は、法令遵守及び職業倫理に関する事項、医療事故の予防に関する取組に関する事項、インフォームド・コンセントに関する事項等とすること。

### 4. 課題学習

#### (1) 学習内容等

課題学習に係る再教育の対象者（以下「課題学習対象者」という。）が行うべき課題学習の内容は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 医業停止等6月未満の処分を受けた医師等 課題研究及びその成果物としての論文（以下「課題論文」という。）（課題論文は一以上とすること。）
- ② 医業停止等6月以上1年未満の処分を受けた医師等 課題研究及び課題論文（課題論文は二以上とすること。）

なお、課題研究及び課題論文の内容は、原則として、当該対象者の処分の原因となった事由に関連する内容でなければならないこと。ただし、医業停止等6月以上1年未満の処分を受けた医師等については、少なくとも一の課題論文について、処分の原因となった事由に関連する内容のものであればよいこと。

#### (2) 課題論文の提出

課題学習対象者は、作成した課題論文を当該対象者の再教育を担当する地方厚生局健康福祉部医事課（以下「所管厚生局」という。）まで提出すること。

### 5. 個別研修

#### (1) 研修時間

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 医業停止等1年以上2年未満の処分を受けた医師等 80時間以上
- ② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等 120時間以上

なお、個別研修として、医業又は歯科医業（以下「医業等」という。）を伴う研修を行おうとする場合には、当該医業等を伴う研修については、医業停止等の期間が終了

した後又は再免許を受けた後に行うことになること。

## (2) 助言指導者の選任

個別研修対象者が個別研修を受けようとする場合には、助言指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があること。

## (3) 助言指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を助言指導者として指名すること。

- ① 医師免許又は歯科医師免許取得後7年以上経過している者であること。
- ② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 大学病院又は臨床研修病院若しくは臨床研修施設（以下「臨床研修病院等」という。）において、医師又は歯科医師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の医学部又は歯学部において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、医師等以外の者を含めた複数の者を助言指導者として選任することを希望する場合には、個別に所管厚生局まで相談されたい。

## (4) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、助言指導者の協力を得た上で、個別研修を開始しようとする日の30日前までに、氏名、生年月日、医籍又は歯科医籍（以下「医籍等」という。）の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、助言指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の助言指導者の署名を受けた上で、所管厚生局まで提出すること。

なお、個別研修計画書は、当該対象者の処分事由に関連する内容を含むものでなければならないこと。また、当該計画書の内容が適切でない認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることがあり得ること。

## (5) 個別研修修了報告書の作成等

個別研修対象者は、個別研修を修了したときは、氏名、生年月日、医籍等の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、助言指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けた上で、所管厚生局まで提出すること。

## 6. 再教育を修了した旨の医籍等への登録

### (1) 登録の申請手続

再教育を修了した医師等が、再教育を修了した旨の医籍等への登録の申請を行う場合には、手数料の額に相当する収入印紙を貼付した申請書に医師免許証又は歯科医師免許証（以下「医師免許証等」という。）の写しを添付した上で、医師にあっては厚生

労働省医政局医事課、歯科医師にあつては厚生労働省医政局歯科保健課まで提出すること。なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、医師免許証等の写しに加えて、個別研修修了の際に当該対象者に交付する個別研修修了証の写しを添付する必要があること。

## (2) 留意事項

再教育の命令を受けた医師等であつて、再教育を修了した旨の医籍等への登録を受けていない者（以下「再教育未修了医師等」という。）については、医療法（昭和23年法律第205号）等関係法令の規定により、以下のような取扱いとなること。

- ① 再教育未修了医師等に係る処分に関する事項については、厚生労働大臣による公表の対象となること。
- ② 再教育未修了医師等が診療所を開設しようとする場合は、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- ③ 再教育未修了医師等は、病院又は診療所の管理者になれないこと。

なお、再教育を受けなかった医師等については、医師法又は歯科医師法（以下「医師法等」という。）の規定による罰則の対象となること。

## 7. 再教育対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育対象者に対しては、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する医師法等の規定による行政処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与と併せて行うことがあること。

同様に、都道府県知事が再教育対象者に対して行う弁明の聴取についても、当該対象者に対する医師法等の規定による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととして差し支えないこと。

## 8. 関係通知の一部改正

「医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成7年11月21日健政発第905号）の一部を別紙のとおり改正する。

改 正 後	現 行
<p>意見の聴取等実施要領</p> <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、<u>歯科医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第十四条第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知すること。なお、医師又は歯科医師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取又は医師又は歯科医師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に</u>行うこととして差し支えないこと。</p> <p>第三 意見の聴取手続</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、意見の聴取を行う上で必要となる書類を厚生労働大臣に求めることができる（医師法第七条第七項、歯科医師法第七条第七項又は保健師助産師看護師法第十五条第五項）が、これは医師法第七條第六項、歯科医師法第七条第六項又は保健師助産師看護師法第十五条第四項において読み替えて準用する行政手続法第十八条第一項の規定により閲覧請求権を有する者から閲覧を求められた資料を都道府県知事</p>	<p>意見の聴取等実施要領</p> <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 医師法第七条第十六項、<u>歯科医師法第七条第十六項又は保健師助産師看護師法第十四条第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類（免許取消し又は業務停止）を厚生大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。</u></p> <p>第三 意見の聴取手続</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、意見の聴取を行う上で必要となる書類を厚生大臣に求めることができる（医師法第七条第七項、歯科医師法第七条第七項又は保健師助産師看護師法第十五条第五項）が、これは医師法第七條第六項、歯科医師法第七条第六項又は保健師助産師看護師法第十五条第四項において読み替えて準用する行政手続法第十八条第一項の規定により閲覧請求権を有する者から閲覧を求められた資料を都道府県知事が有して</p>

が有していない場合等を想定したものであること。また、この求めは、閲覧を求めた者の氏名及びその者の資格、送付を求めめる書類の標目並びに当該書類の送付を求めめる理由を記載した書面により行うこと。

- 6 都道府県知事が厚生労働大臣に提出する意見書には、医師法第七条第八項、歯科医師法第七条第八項又は保健師助産師看護師法第十五条第六項に定めるもの（主宰者が作成した意見の聴取調書及び報告書の写し）のほか、次の書類を添付すること。

(1)～(3) (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

別紙 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別紙様式第3号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第七条第五項（歯科医師法第七条第五項又は保健師助産師看護師法第十五条第三項）の規定による意見の聴取及び医師法第七条の2第五項において準用する同法第七条第一項（歯科医師法第七条の2第五項において準用する同法第七条第一項）の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり

いない場合等を想定したものであること。また、この求めは、閲覧を求めた者の氏名及びその者の資格、送付を求めめる書類の標目並びに当該書類の送付を求めめる理由を記載した書面により行うこと。

- 6 都道府県知事が厚生大臣に提出する意見書には、医師法第七条第八項、歯科医師法第七条第八項又は保健師助産師看護師法第十五条第六項に定めるもの（主宰者が作成した意見の聴取調書及び報告書の写し）のほか、次の書類を添付すること。

(1)～(3) (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

別紙 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別紙様式第3号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

意見の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第七条第五項（歯科医師法第七条第五項又は保健師助産師看護師法第十五条第三項）の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

り行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称
意見の聴取の主宰者	所在地
	役職
	氏名

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名	
予定される再教育研修の内容	
根拠となる法令の条項	
再教育研修の原因となる事実	
再教育研修に係る弁明の聴取の日時	
再教育研修に係る弁明の聴取の場所	

記

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称
意見の聴取の主宰者	所在地
	役職
	氏名



再教育研修に係る弁明	名称
の聴取に関する事務を	所在地
所掌する部署	

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等」と頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)

別紙様式第8号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取に係る意見書

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る意見の聴取を終結したので下記のとおり報告します。

記

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)

別紙様式第8号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取に係る意見書

厚生大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る意見の聴取を終結したので下記のとおり報告します。

記

意見の聴取の件名
意見
理由

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別紙様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)(歯科医師法第7条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。))又は保健師助産師看護師法第15条第9項の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名
予定される処分の内容

意見の聴取の件名
意見
理由

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別紙様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項(歯科医師法第7条第11項又は保健師助産師看護師法第15条第9項)の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名
予定される処分の内容

意		見	
当該処分の原因となる事実に対する弁明者又は代理人の主張の理由		当該処分の原因となる事実に対する弁明者又は代理人の主張の理由	
<p>(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>			

意		見	
当該処分の原因となる事実に対する弁明者又は代理人の主張の理由		当該処分の原因となる事実に対する弁明者又は代理人の主張の理由	
<p>(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>			



医政医発第 0330001 号

医政歯発第 0330001 号

平成 19 年 3 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長  
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



### 医師又は歯科医師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330002 号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

### 記

#### 1. 助言指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、助言指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る助言指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、当該個別研修対象者の再教育を担当する地方厚生局健康福祉部医事課（以下「所管厚生局」という。）に対して、助言指導者の候補となる者（以下「助言指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該助言指導者候補者に対して、所管厚生局より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

## 2. 助言指導者指名承諾書の提出

助言指導者候補者は、自らが助言指導者となることに同意する場合には、所管厚生局を通じて助言指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

## 3. その他

個別研修対象者に係る助言指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・助教授や当該対象者が所属する病院の院長・部長、大学病院や臨床研修病院等の臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に助言指導者として適当な者がいない場合には、最終的には医育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、いずれにせよ、このような場合には所管厚生局が相談に応じること。

助言指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る助言指導者(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)又は歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)第9条第1項第4号に規定する助言指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

氏名	印
所属・役職	
所在地	〒  電話番号: ( )
医籍(歯科医籍) 登録番号	

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が医師又は歯科医師でない場合には、医籍(歯科医籍)登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、助言指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

※ 厚生局処理欄	受理年月日 年 月 日
	担当厚生局名